

名古屋港管理組合公報

平成23年 4月 1日

(金曜日)

第 474 号

目 次

○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	1
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○通勤手当規則の一部を改正する規則	2
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○平成21年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	3
○平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	3
○平成23年度名古屋港管理組合暫定予算の要領	4
○平成22年度名古屋港管理組合補正予算の要領	9
○利用料金の額の承認	11
○指定管理者の指定	12
訓 令	
○課の組織の分掌事務規程の一部改正	13
○事務所の組織の分掌事務規程の一部改正	13
○名古屋港管理組合監察規程の一部改正	13
○被服貸与規程の一部改正	13
○名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正	14
○指名業者審査委員会規程の一部改正	15
○工事施行規程の一部改正	15

規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「〇A化」を「情報化」に改める。

第十四条第十二号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「総合調整」を「調整」に改め、「関すること」の下に「（海務課の主管に属することを除く。）」を加える。

第十七条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

二 前号の業務に係る外郭団体の運営及び活動に係る調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項に次の一号を加える。

四 国、地方公共団体その他任命権者が定める団体が行う事業に係る活動で任命権者が定めるもの

第六条第一項第四号中「同居の」を削り、同条第三項中「期間は」の下に「。同条第一項に規定する者の各々が介護を必要とする一の継続する状態（以下「要介護状態」という。）」を加え、「の」を、「の間は」の下に「同一の要介護状態に係る」を加える。

第八条第二項中「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改める。

別記様式第七中「（4日）」を削る。

別記様式第八中「31時間（付与日： 年 月 日）」を
「8時間（付与日： 年 月 日）8時間（付与日： 年 月 日）8時間（付与日： 年 月 日）」

口： 年 月 日)
 口： 年 月 日) に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第七号中「小学校就学の始期に達するまで」を「満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」に改める。
 第二条第一項第四号中「小学校就学の始期に達するまで」を「満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」に、「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改め、同項第五号中「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則(昭和二十四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「第百五十六条第一項第三号」を「第百五十六条第一項第二号」に、「または」を「又は」に改める。

第七十六条を次のように改める。

(会計管理者の振替事務)

第七十六条 会計管理者は、口座振替の依頼があつたときは、申請書、申込書又は依頼書と請求書等の記載事項を照合し確認の上、指定金融機関に振替の手続をさせなければならない。

第七十六条第二項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第五項中「請負者」を「契約者」に改める。

様式第四十九号から様式第五十一号までを次のように改める。

様式第九十四号中「課徴金」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第九十四号の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第6号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成21年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成21年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入			歳 出	
第1款	分担金及び負担金	9,704,778,752円		
第1項	負担金	9,704,778,752円		
第2款	使用料及び手数料	5,996,995,607円		
第1項	使用料	5,996,970,707円		
第2項	手数料	24,900円		
第3款	国庫支出金	1,058,161,100円		
第1項	国庫負担金	1,058,161,100円		
第4款	財産収入	5,197,069,171円		
第1項	財産運用収入	5,163,385,853円		
第2項	財産売払収入	33,683,318円		
第5款	寄附金	2,280,000円		
第1項	寄附金	2,280,000円		
第6款	繰入金	158,330,504円		
第1項	他会計繰入金	158,330,504円		
第7款	繰越金	841,968,387円		
第1項	繰越金	841,968,387円		
第8款	諸収入	2,573,462,444円		
第1項	延滞金、加算金及び過料	668,991円		
第2項	預金利子	6,347,943円		
第3項	受託事業収入	540,726,350円		
第4項	貸付金元利収入	1,369,713,369円		
第5項	特定施設整備収入	0円		
第6項	雑入	656,005,791円		
第9款	組合債	6,595,000,000円		
第1項	組合債	6,595,000,000円		
	歳 入 合 計	32,128,045,965円		
第1款	議会費	145,732,363円		
第1項	議会費	145,732,363円		
第2款	総務費	2,228,838,307円		
第1項	総務管理費	2,163,233,872円		
第2項	監査委員費	65,604,435円		
第3款	企画調整費	1,010,199,100円		
第1項	企画調整管理費	900,656,918円		
第2項	調査費	109,542,182円		
第4款	港営費	3,491,411,677円		
第1項	港営管理費	1,267,429,357円		
第2項	運営費	2,223,982,320円		
第5款	建設費	11,039,428,233円		
第1項	建設管理費	1,396,983,079円		
第2項	整備費	9,642,445,154円		
第6款	公債費	12,845,850,845円		
第1項	公債費	12,845,850,845円		
第7款	予備費	0円		
第1項	予備費	0円		
	歳 出 合 計	30,761,460,525円		

名古屋港管理組合告示第7号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		552,954,186円		
第1項	財産収入		4,989,138円		
第2項	寄附金		1,500,000円		
第3項	繰越金		5,250,000円		
第4項	積戻金		157,728,857円		
第5項	繰入金		383,486,191円		
第2款	海事文化振興基金収入		31,569,452円		
第1項	財産収入		276,304円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		601,647円		
第5項	繰入金		30,691,501円		
第3款	環境振興基金収入		52,578,511円		
第1項	財産収入		1,472,484円		
第2項	寄附金		70,000円		
第3項	繰越金		5,000円		
第4項	繰入金		51,031,027円		
	歳 入 合 計		637,102,149円		
		歳		出	
第1款	水族館振興基金		552,954,186円		
第1項	積立金		395,225,329円		
第2項	繰出金		157,728,857円		
第2款	海事文化振興基金		31,569,452円		
第1項	積立金		30,967,805円		
第2項	繰出金		601,647円		
第3款	環境振興基金		52,578,511円		
第1項	積立金		52,578,511円		
	歳 出 合 計		637,102,149円		

名古屋港管理組合告示第8号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成23年度名古屋港管理組合暫定予算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成23年度名古屋港管理組合一般会計暫定予算

平成23年度名古屋港管理組合一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,020,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出暫定予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		864,172 ^{千円}
	1 負担金	864,172
2 使用料及び手数料		1,556,006
	1 使用料	1,555,996
	2 手数料	10
3 国庫支出金		369,700
	1 国庫負担金	369,700
4 財産収入		937,699
	1 財産運用収入	937,679
	2 財産売払収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		2,667
	1 他会計繰入金	2,667
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		440,746
	1 延滞金、加算金及び過料	110
	2 預金利子	936
	3 受託事業収入	372,000
	4 貸付金元利収入	10
	5 特定施設整備収入	4,437
	6 雑収入	63,253
9 組合債		449,000
	1 組合債	449,000
歳 入	合 計	5,020,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		51,912 ^{千円}
	1 議 会 費	51,912
2 総 務 費		835,916
	1 総 務 管 理 費	810,722
	2 監 査 委 員 費	25,194
3 企 画 調 整 費		339,281
	1 企 画 調 整 管 理 費	316,200
	2 調 査 費	23,081
4 港 営 費		1,657,161
	1 港 営 管 理 費	613,043
	2 運 営 費	1,044,118
5 建 設 費		1,925,730
	1 建 設 管 理 費	533,450
	2 整 備 費	1,392,280
6 公 債 費		10,000
	1 公 債 費	10,000
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		5,020,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基 本 計 画 調 査 費	平 成 23 年 度	27,000 ^{千円}
稲永ふ頭廃棄物埋立整備費	平 成 23 年 度	56,000
弥富ふ頭廃棄物埋立整備費	平 成 23 年 度	390,000
弥富ふ頭道路整備費	平 成 23 年 度	390,000
外郭施設補修費	平 成 23 年 度	34,000
その他港湾施設等補修費	平 成 23 年 度	6,000
富浜緑地整備費	平成23年度～平成24年度	377,600
中川口ポンプ所整備費	平成23年度～平成24年度	125,400

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 449,000	普通貸借 又 債券発行	8.5 % 以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	449,000			

平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計暫定予算

平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,200千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 5,000
	1 財産収入	2,313
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	2,667
2 海事文化振興基金収入		200
	1 財産収入	180
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
3 環境振興基金収入		1,000
	1 財産収入	960
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
歳 入	合 計	6,200

歳 出		金 額
款	項	額
1 水族館振興基金		5,000 ^{千円}
	1 積立金	2,333
	2 繰出金	2,667
2 海事文化振興基金		200
	1 積立金	200
3 環境振興基金		1,000
	1 積立金	1,000
歳出	合計	6,200

平成23年度名古屋港管理組合施設運営事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成23年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	91,093
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	39,186
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	503,450
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	995,430
	荷 役 機 械 10基	使 用 時 間 ^{時間}	3,366
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 荷役機械整備工事	450,300 ^{千円}

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		575,000千円
第1項 営業収益		574,616千円
第2項 営業外収益		364千円
第3項 特別利益		20千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		575,000千円
第1項 営業費用		562,950千円
第2項 営業外費用		2,030千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,970千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		30千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 寄附金		10千円

第3項	その他資本的収入	10千円
	支出	
第1款	資本的支出	360,000千円
第1項	建設改良費	360,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 156,502千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成23年度名古屋港管理組合埋立事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成23年度名古屋港管理組合埋立事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 給水管85メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	埋立事業	収	益	81,000千円
第1項	営業外	収	益	80,970千円
第2項	特別	利	益	30千円
		支	出	
第1款	埋立事業	費	用	88,000千円
第1項	営業	費	用	59,345千円
第2項	営業外	費	用	18,625千円
第3項	特別	損	失	30千円
第4項	予備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的	収	入	188,000千円
第1項	雑	収	入	188,000千円
		支	出	
第1款	資本的	支	出	143,000千円
第1項	南部地区	埋立事業	費	7,400千円
第2項	西部地区	埋立事業	費	31,600千円
第3項	南5区	埋立事業	費	13,100千円
第4項	総	係	費	63,890千円
第5項	雑	支	出	27,010千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 120,176千円

名古屋港管理組合告示第9号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成22年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成22年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成22年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,726,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,015,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 組 合 債		7,074,000 ^{千円}	△ 1,726,000 ^{千円}	5,348,000 ^{千円}
	1 組 合 債	7,074,000	△ 1,726,000	5,348,000
歳 入	合 計	36,741,000	△ 1,726,000	35,015,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企 画 調 整 費		1,088,573 ^{千円}	△ 101,000 ^{千円}	987,573 ^{千円}
	2 調 査 費	161,612	△ 101,000	60,612
5 建 設 費		12,405,918	△ 1,625,000	10,780,918
	1 建 設 管 理 費	1,520,606	0	1,520,606
	2 整 備 費	10,885,312	△ 1,625,000	9,260,312
歳 出	合 計	36,741,000	△ 1,726,000	35,015,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
5 建 設 費	2 整 備 費	鍋田ふ頭用地造成費	500,000 ^{千円}

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補正額	計			
港湾整備事業	3,098,000 ^{千円}	△ 1,726,000 ^{千円}	1,372,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	7,074,000	△ 1,726,000	5,348,000			

名古屋港管理組合告示第10号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成23年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第19号）は、平成23年3月31日限り廃止した。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金	備考		
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	6,720円	基本料金		
					2,100円	上記利用に対する追加9ホール		
					3,360円	9ホール利用（財団法人名古屋港緑地保全協会理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合に限る。）		
						ジュニア（18歳未満をいう。）	4,860円	18ホール利用（理事長が指定する日時に限る。） 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
							2,430円	9ホール利用（理事長が指定する日時に限る。） 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
							3,360円	児童又は生徒の課外活動等（学校長が認めたものに限る。）による18ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間（土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。） カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する（ただし、学校長の証明書が必要）。
							1,680円	児童又は生徒の課外活動等（学校長が認めたものに限る。）による9ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間（土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。） カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内

						はジュニア料金を適用する(ただし、学校長の証明書が必要)。
			1人1回につき18ホール	シニア(満60歳以上をいう。)	5,720円	18ホール未満の利用は不可とする。
	土曜日、日曜日及び休日 (4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで)	1人1回につき18ホールまで	一般		11,720円	基本料金
3,350円					上記利用に対する追加9ホール	
5,860円					9ホール利用(理事長が特に認める場合に限る。)	
ジュニア(18歳未満をいう。)				6,860円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
				3,430円	9ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
土曜日、日曜日及び休日 (7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで)			1人1回につき18ホールまで	一般		10,720円
	3,350円	上記利用に対する追加9ホール				
	5,360円	9ホール利用(理事長が特に認める場合に限る。)				
	ジュニア(18歳未満をいう。)			6,860円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
				3,430円	9ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
	カート (乗用式)	1人1台につき18ホールまで				1,500円
			750円	上記利用に対する追加9ホール		
			750円	9ホール利用		

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

名古屋港管理組合告示11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月31日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
新舞子ボートパーク	愛知県名古屋市熱田区神戸町1001 新舞子ボートパーク運営共同企業体 代表者 服部 正樹

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

訓 令

訓令第三号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第二条第二項第三号中「O A化」を「情報化」に改め、同項第五号中「電子計算機処理に係るデータの保護及び管理」を「情報セキュリティ」に改める。

第六条第一号力中「総合調整」を「調整」に改め、「関すること」の下に「（海務課海務係の主管に属することを除く。）」を加える。

第九条第一項第二号二中「及び当該業務に係る関係団体との連絡調整」を削り、同号中ホをへとし、この次に次のように加える。

ホ この業務に係る外郭団体の運営及び活動に係る調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第一条第一号ホ中「港営課」を「港営部港営課」に改め、同条第三号ロ中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同号中ホを削り、へをホとし、トをへとする。

第三条第一項第三号二を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合監察規程（昭和四十年訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三条中「総務部行政管理課担当係長（外郭団体改革推進担当）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第六号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

別表類別第四号中 「

防寒上衣	1	7
------	---	---

」を「

防寒上衣	1	7
安全靴（一般）	1	4

」に、

「防寒上衣は」を「防寒上衣及び安全靴（一般）は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第七号

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年訓令第八号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を受け、その診断書を統轄衛生管理者に提出したときは、この限りでない。

第七条中「及び個別健康診断」を「個別健康診断及び採用時健康診断」に改める。

第八条第三項中「第八号」を「第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（採用時健康診断）

第十条の二 採用時健康診断は、新たに職員に採用しようとする者に対し、実施する。

2 採用時健康診断の検査項目は、統轄衛生管理者が定める。

第十二条を次のように改める。

（指導区分）

第十二条 統轄衛生管理者は、健康診断（採用時健康診断を除き、第六条第二項ただし書及び前条に規定する他の医師（以下「他の医師」という。）によるものを含む。次条第二項において同じ。）の結果、管理医又は他の医師が、健康に異常があると認めた職員又は健康に注意を要すると認めた職員について、管理医の意見に基づき、別表に定める病勢に応じて同表に定める指導区分（以下「指導区分」という。）の決定を行う。

第十四条中「別表上欄に掲げる」を削り、「それぞれ同表下欄に掲げる」を「当該指導区分に応じた別表に定める」に改め、同条に次の二項を加える。

2 統轄衛生管理者は、一般定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

3 職員は、前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めなければならない。

第十六条第一項中「健康診断」の下に「（他の医師によるものを含む。）」を加える。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

病 勢	指 導 区 分	措 置 基 準
診療を必要とし、かつ、勤務をさせない必要があるもの	要休業 A	職務に専念する義務の免除又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号の規定に基づき休職の方法により休養又は療養をさせる。
診療又は経過観察を必要とし、かつ、正規の勤務時間の軽減を含む勤務制限を必要とするもの	B1	一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除を適宜与え、業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 二 夜間勤務、超過勤務、宿日直勤務その他過労を伴う勤務は、原則として命じない。 三 必要により登庁又は退庁を一日を通して一時間以内で繰下げ、又は繰上げ、正規の勤務時間との時間差については、職務に専念する義務を免除する。 四 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。 五 原則として、旅行命令を発しない。 六 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつては、良好な環境において勤務ができるように努める。
診療又は経過観察を必要とし、かつ、勤務制限を必要とするもの	要軽業 B2	一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 二 夜間勤務、超過勤務、宿日直勤務その他過労を伴う勤務は、原則として命じない。 三 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。 四 五日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 五 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつては、良好な環境において勤務ができるように努める。

診療又は経過観察を必要とし、かつ、軽度の勤務制限を必要とするもの		B 3	一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 二 超過勤務命令については、原則として、一日につき二時間、一週間について六時間を超えて発しない。 三 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。 四 十日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 五 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつては、良好な環境において勤務ができるように努める。
診療又は経過観察を必要とするが、勤務はほぼ平常に行つてもよいもの	要注意	C	一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務量の軽減等の措置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 二 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。
勤務は全く平常に行つてよいが、自己の健康に留意を要するもの	健康留意	D	医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の名古屋港管理組合職員衛生管理規程の規定により指導区分の決定を受けている職員については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員衛生管理規程の規定による当該指導区分に相当する指導区分の決定を受けたものとみなす。

訓令第八号

組合内一般

指名業者審査委員会規程（昭和五十一年訓令第二号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四条第三項中「建設部管理課長」を「建設部次長」に改める。

別表第一号中

総務部長

を

総務部長

ただし、名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の規定により総務部次長及び総務部会計課長の専決事項とされる指名選定にあつては総務部次長

に改め、同表第二号中「建設部管理課長」

を「建設部次長、建設部管理課長」に、「並びに企画調整室担当課長（調整担当）」を「及び」に、「及び企画調整室担当課長（計画担当）」を「企画調整室担当課長（計画担当）又は企画調整室担当課長（事業担当）」に、「二人」を「一人」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第九号

組合内一般

工事施行規程（昭和二十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三章及び第四章中「請負者」を「受注者」に改める。

第四十五条第一項中「この訓令の規定中「請負者」とあるのは「受注者」とを削る。

様式第二号及び様式第四号中「請 負 者」を「受 注 者」に改める。

様式第七号から様式第十一号までの様式中「請負者」を「受注者」に改める。

様式第十二号、様式第十四号、様式第十七号から様式第二十一号まで、様式第二十三号、様式第二十五号、様式第二十六号及び様式第二十七号の二中「請 負 者」を「受 注 者」に改める。

様式第二十七号の三中「請負者」を「受注者」に改める。

様式第二十八号中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合